

森公園利用者把握手順書

(共通手順)

- 1 公園の管理運営を担当する指定管理者は、公園利用者数のデータを毎月集計し、建設事務所を經由して都市政策課に毎月20日までに連絡する。
同様に、年間データの作成にあたっては、4月20日までに連絡し、利用状況の特徴と傾向をコメントする。
- 2 大規模なイベントに伴う利用者については、主催者からの報告を受けて別途に加算する。また、バスを利用する団体利用等については、別途に台数・人数を把握して加算する。
イベント利用時間帯の園内利用者数はイベント参加者数とする。
- 3 利用者数の把握時刻は、朝(10:00頃)、午後(14:00頃)、及び夕(16:00頃)の3回とする。
なお、定時刻に巡視できない場合は、これまでの利用状況の特徴と傾向を確認して補正する。
- 4 公園1日当たり総利用者数の算定
鈴鹿青少年の森: 園内利用者(目視) * 係数 + 利用許可書等発行利用者数 + イベント等の利用者数
- 5 利用者数の把握方式については、指定管理者が利用者を目視観測する方式とする。
ただし、3年に1度程度で、都市政策課、建設事務所及び指定管理者で構成する公園管理運営会議にて利用者数の把握方法を検討し、必要であれば見直すものとする。

(個別手順)

- 1 指定管理者は、1日3回巡視し目視観測により利用者数を確認し、この3回の数値を合計した数値に換算係数1.3倍を乗じて1日の園内利用者数を把握する。
- 2 有料利用者の1日の許可書発行利用者数を把握する。
なお、園内巡視のなかで、有料施設等の利用状況を確認し、園内利用者数は別に数える。
- 3 利用時間については、利用者は2時間公園内にとどまるものとし、1日の利用対象時間については、8時間とする。
- 4 園内利用者の換算係数: $\text{利用対象時間(8時間)} \div \text{利用時間(2時間)} \div \text{観測回数(3回)} = 1.3$